

運輸観光課 ☎ 65 - 1261 FAX 65 - 1305

平和運行に向けての検討報告書案を協議

市 内太鼓台関係者や関係団体などで組織している新居浜市太鼓祭り推進委員会（事務局・新居浜市運輸観光課）では、毎年10月の新居浜太鼓祭りにおいて、昨年までに6年連続で太鼓台同士の鉢合わせが発生している現状を踏まえ、委員会内に平和運行検討専門部会を設置し、事故のない楽しい秋祭り実現に向けた方策について検討を行っています。

6月1日に開催された同専門部会において、太鼓台平和運行に向けての検討報告書案を協議しました。この報告書案では、各方面に向けての方策提言がなされていますが、市民の皆さん一人一人に理解していただくため、報告書案の概要についてお知らせします。

【検討報告書案の概要（一部抜粋）】

1 市役所に関係する方策

- (1) 広報・啓発に関すること
 - ① 市政だより・ホームページなどさまざまな広報手段を活用し、平和運行実現に向けた啓発活動を継続的に実施する。
 - ② 平和運行を行っている地区・会場のPRを実施する。
 - ③ 市民向け講演会を開催する。
 - ④ 文化・観光功労褒賞に関すること
 - ⑤ 抑止効果を上げるため、鉢合わせを行った太鼓台に対しては、褒賞金を複数年間支出しない。
 - ⑥ 抑止効果を最大限発揮させるため増額を行う。
 - ⑦ 太鼓祭り推進委員会の経費に関すること
- ⑧ 鉢合わせを行った地区の周辺



- ① 各地区太鼓台運営委員会（協議会）で取り決めている申し合わせ事項に加え、市内統一の運行ルールを制定する。
- ② 運営委員会（協議会）の統一に関すること
- ③ 現在9地区に分かれている太鼓台運営委員会（協議会）を、上部、川西、川東、大生院の4地区に統一し、責任を持てる体制づくりを行う。
- ④ 平和運行徹底に関すること
- ⑤ 運営組織として、太鼓台運行責任の所在を明確にし、各太鼓台との連携を密にした上で、取り決め事項を厳守させる体制づくりを行う。
- ⑥ その他
- ⑦ 鉢合わせした太鼓台への罰金制を導入する。
- ⑧ 太鼓台運行の優良事例に関する表彰制度を創設し、優良な太鼓台を、市に太鼓台派遣要請があった場合に優先的に派遣する仕組みをつくる。

4 各太鼓台運行主体（自治会・青年団など）に関係する方策

- (1) 外人部隊の排除に関すること
- ① かき夫登録のルールを厳格化し、法被を着ていない人間には絶対に太鼓台をかかせないように徹底する。
- ② 警察と協力の上、暴力団関係者の排除を徹底する。
- (2) 平和運行の徹底に関すること
- ① 各太鼓台に「平和運行責任者」を複数名配置し、かき夫への平和運行意識浸透や警察との連携に当たらせ、デマや扇動等に惑わされない体制づくりを行う。
- ② 鉢合わせ発生時の責任を明確化するため、けんかななどの行為を行った者を特定の上、該当太鼓台運行主体は所属地区の太鼓台運

環境整備費用予算を減額し、その減額分について、平和運行を達成した地区に割り当てる。

2 警察に関係する方策

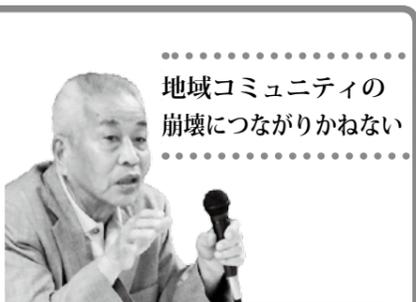
- ① 太鼓台の運行に直接的に係る費用の支出はしない。
- ② 鉢合わせを行った地区の太鼓台運営委員会（協議会）へのペナルティを検討する。
- ③ 周辺環境整備費用予算を増額する。
- ④ 市の施設の使用許可を出さない。
- ⑤ 大鼓祭り推進委員会の運営体制に関すること
- ① 各地区太鼓台運営委員会（協議会）との連携を強化する。（規約の統一、各団体の会合への参加など）
- ② 太鼓祭りに対する市民・観光客の要望について、各太鼓台のかき夫などへの周知を行う。
- ③ その他
- ④ 観光振興の観点と祭礼行事推進の観点を分離する。
- ⑤ 数年間、太鼓祭りポスターの対象としない。
- ⑥ 将来にわたり、市に太鼓台派遣要請があった場合の派遣対象から除外する。

3 各地区太鼓台運営委員会（協議会）に関係する方策

- (1) 道路使用許可に関すること
- ① 道路使用許可の取り消しを行う。
- (2) 道路使用許可に関すること
- ① 観光振興の観点と祭礼行事推進の観点を分離する。
- ② 数年間、太鼓祭りポスターの対象としない。
- ③ 将来にわたり、市に太鼓台派遣要請があった場合の派遣対象から除外する。
- (3) 子どもの参加に関すること
- ① 現在のお祭り集会などに加え、小中学生の頃から太鼓台と接する機会を増やしていく。
- ② 太鼓台運行主体に一定の権限を付与して、場所の限定など、安全を担保できる場合には、高校生もかき夫として祭りに参加できるように検討する。
- (4) その他（全市民的な問題など）
- (1) 市民、観覧者に関すること
- ① 祭日当日の警備人員を強化したうえで、各太鼓台に警察官を同行させ、鉢合わせの兆候が見られた時点で素早い対応が行える体制づくりを行う。
- ② 法令違反の現行犯を見逃さず、厳しい態度で取り締まりを行う。
- ③ 指導・取り締まりに関すること
- ① 外人部隊の排除に全力を挙げる。
- ② 法令などの整備や法令適用の厳格化を検討する。
- ③ 鉢合わせ行為を行う太鼓台について、統一行動への参加を認めない。
- (3) 太鼓台の出場停止期間に関すること
- ① 鉢合わせに関し、けんか両成敗および例外排除を徹底する。
- ② 鉢合わせした太鼓台の運行停止期間を、1年間ではなく複数年とするよう会則などを改定する。
- (2) 申し合わせ事項などの統一に関すること
- ① 鉢合わせをおおるような、また、期待するような言動や、インターネットなどへの書き込みをしない。
- ② 鉢合わせの画像をインターネットなどに掲載しない、また、販売もしない。
- ③ マスコミに関すること
- ① 事件や事故に偏らず、秋祭り前に祭りの本旨を報じる。

【太鼓台平和運行に向けて】

今後は、この検討報告書案の内容を基に協議を進め、新たな方策などについての検討を行っていく予定です。太鼓台の鉢合わせが祭りの伝統とならないよう、全市民一体となって、太鼓台の平和運行実現に取り組みましょう。



地域コミュニティの崩壊につながりかねない

新居浜市太鼓祭り推進委員会
平和運行検討専門部会
坂上公三 部会長
(新居浜市連合自治会副会長)

太鼓台の鉢合わせにより、もし今後死傷者でも出ようものなら、地域コミュニティの崩壊につながりかねない状況だと思えます。市制施行80周年は良いきっかけです。新居浜太鼓祭りを全国に誇れるものとするためにも、今年は絶対に平和運行を達成していただきたいと切に願っています。